

近組 2021-050 号

2021 年 11 月 2 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、引き続き新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、それに応じた授業の継続を求める。

貴法人は、9月2日付の学長文書で、「不織布マスク着用に取り組むため、各門でウレタンマスク着用の学生へ不織布マスクを配付します」と述べ、9月29日の団交においても同様のことを述べた。これは本組合が要求していたことでもあり評価していたところであるが、実際の運用を見る限り、各門で学生をチェックしている様子はない。ウレタンマスクを着用している学生であっても、声をかけられることもなく入構している。実際にウレタンマスクで授業に出席している学生にも尋ねたが、何も言われなかったということであった。

現在は大阪府内の感染者数も減少しており、来週以降は学内入構制限措置対応表のステージ1へと移行する。それにともない対面授業も増加するので、上記のような対応は無責任と言わざるを得ない。学長文書にあるように、各門で学生のマスク着用状況をチェックし、ウレタンマスクの学生が入構しないようにせよ。

また、9月29日の団交で貴法人は、「学生の意に反する対面授業への出席強要はしない」と明言したが、実際にはこれに反する運用をしている学部や学科、あるいは個別の授業は少なくないようで、本組合にも学生から助けを求める声が届いている。一方で、対面授業を希望する学生もおり、また対面でなければ成立しがたい授業もあることから、貴法人はハイフレックス方式の授業を推奨している。本組合としても、ハイフレックス方式の授業を増やすことに異存はないが、それには十分な設備や補助要員の確保は必須である。教室における準備や設定で手間取ったため授業時間が削られたり、事務職員や専任教員が補助したりするケースもあるが、TAの増員等、十分な補助要員の確保が急務である。

上記はいずれも、これまでに要求してきたことであり、同内容の要求書を何度も出すことは本意ではない。しかし、貴法人が了承したことが実行されないために、このように何度も要求することとなり、結果として要求書が溜まっていくという側面もあることに留意されたい。

回答は一週間以内とする。

以上